

長岡市における路上喫煙等の被害の防止に関する指針

令和4年1月4日

1. 目的

人通りの多い道路等を、路上喫煙被害防止啓発重点区域（以下「啓発重点区域」という。）として指定し、その啓発重点区域を主とし、路上喫煙等による望まない受動喫煙やポイ捨て、火傷・火災等の被害のないまちづくりを推進することにより、快適で安全な生活環境を保持することを目的とする。

2. 定義

(1) 路上喫煙

道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。

(2) 道路等

道路その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。

(3) たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

(4) 市民等

市民、滞在者及び本市を通過する者、並びに本市に所在地を置く事業者をいう。

3. 役割

(1) 市

路上喫煙等による被害の防止に関する施策を実施し、市民等のマナー意識の啓発等に努めなければならない。特に、人通りの多い道路等については、路上喫煙被害防止啓発重点区域を定め、重点的に施策を実施する。

(2) 市民等

望まない受動喫煙やポイ捨て、火傷・火災などの路上喫煙等の被害の防止に努めなければならない。喫煙場所での喫煙においても、その喫煙により、他人に望まない受動喫煙又は火傷・火災その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

4. 啓発重点区域の指定

啓発重点区域は、人通りの多い駅前等の公共空間を中心とし、隣接する通学路や観光地への動線を考慮し、別に定める。

附 則

この指針は、令和4年7月1日から施行する。